議案第８７号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年小松島市条例第４号）の一部を別紙のように改正する。

平成３０年１２月３日提出

小松島市長　濱　田　保　徳

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年小松島市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	３７４，０００
2	４２２，０００
3	４７２，０００
4	５３３，０００
5	６０８，０００

第４条第４項中「の定める」を「で定める」に改める。

第５条第２項中「「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１６５」」を「「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７０」」に改める。

第２条　小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と，「１００分の１３７．５」」を「「１００分の１３０」」に，「「１００分の１７０」」を「，「１００分の１６７．５」」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条の規定は，平成３１年４月１日から施行する。